# 平成25年第20回福岡県教育委員会会議(定例会)会議録

#### 1 開催日時

平成25年12月2日(月)14時00分から14時41分まで

#### 2 場所

福岡県庁4階 教育委員会会議室

### 3 出席委員

住吉德彦、二子石竜子、清家渉、久保田誠二、宮本美代子、杉光誠(教育長)

#### 4 欠席委員

なし

### 5 出席事務局職員

教育次長 城戸秀明、理事 堀秀行、教育企画部長 川添弘人、教育振興部長 吉田法稔、総務課長 辰田一郎、財務課長 加唐司、社会教育課長 木原茂、教職員課長 大場茂嘉

### 6 会議

14時00分、住吉委員長が開会を宣言し、本日の議題について非公開発議の有無の確認を行った。

協議(1)及び第44号議案「事務局職員の人事について」は、久保田委員から人事に関する案件のため非公開とする発議があり、直ちに採決され、出席委員の3分の2以上の賛成をもって非公開と決定された。

その他の議案については、非公開の発議なく公開と決定された。

### (1)報告

・教育費予算に対する意見の申出について

加唐財務課長から、平成25年12月定例県議会に提案される平成25年度一般会計補正予算のうち、教育に関する事務に係る部分の12月定例 県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事 務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をし たので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説 明があった。

これは、給料月額等を減額する旨の特例条例が制定され、平成25年7月から平成26年3月まで給料等が減額されていることに伴い、人件費の所要額の補正を行うものであるとの説明があった。

次いで審議が行われ、住吉委員長から、この給料月額等の減額は、東日本大震災の国難を乗り切るために国家公務員給与が減額されたことを踏まえたものであるが、これに伴う退職金等への影響の有無について質問があった。

これに対して、加唐財務課長から、影響はない旨の説明があった。住吉委員長から、他の意見の有無を問い、全員異議なく承認された。

# ・ 条例の提案に対する意見の申出について

次に、木原社会教育課長から、「福岡県社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例」の12月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

この条例改正については、社会教育法の改正により、社会教育委員の 委嘱基準を条例で定めることとされたため、委員の委嘱基準を定める条 項を追加し、条例の題名を「福岡県社会教育委員に関する条例」に改め るものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、住吉委員長から、この条例改正に伴って運用上 の支障が生じることはないかとの質問があった。

これに対して、木原社会教育課長から、現在は条例で定数と任期を定め、委嘱基準を社会教育法で定めていたものを、委嘱基準についても条例で規定することとされたものであり、運用上の支障は生じない見込みである旨の説明があった。

住吉委員長から、他の意見の有無を問い、全員異議なく承認された。

続いて、大場教職員課長から、「福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」の12月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

この条例改正は、国家公務員退職手当法等の改正により早期退職募集制度が導入されたため、本県においても、職員の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため、国に準じて同制度を導入するものである旨の説明があった。

次いで審議が行なわれ、宮本委員から、この制度は早期退職者を募る ことを促す意味合いが込められているかとの質問があった。

これに対し、大場教職員課長から、早期退職募集制度は、一定の年齢、勤続期間を満たした者に対して公募を行い、それに応じた職員に対して

退職手当の割増しを行うものである。従来の勧奨退職制度は退職を促すのに対し、早期退職募集制度は条件を提示し、応募した職員の申し出を尊重する制度である旨の説明があった。

住吉委員長から、他の意見の有無を問い、全員異議なく承認された。

・ 求菩提資料館等の指定管理者の指定に関する議案の提案に対する意見の 申出について

辰田総務課長から、「求菩提資料館等の指定管理者の指定に関する議案」の12月定例県議会提案について、知事から意見の聴取があり、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理をしたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものである旨の説明があった。

次いで審議が行われ、住吉委員長から、九州歴史資料館の分館である 求菩提資料館、甘木歴史資料館、柳川古文書館に係る指定管理者の指定 については、地元自治体との費用負担等の問題から、また、県立総合射 撃場に係る指定については環境対策等の問題があることからも、現在の 指定管理団体を選定したことは適切であると思われる。しかし、残念な がら、各施設の利用者数については、指定管理者制度を導入したにも関 わらず増えていないという実態がある。利用者数の増加等に向け、実効 性のある手立てを講じていただくようにお願いしたいとの要望があった。 住吉委員長から、他の意見の有無を問い、全員異議なく承認された。

公開審議はここまでとされ、住吉委員長から傍聴人に対して退出が求められた。以後、非公開にて審議を行う。

### (2)協議

・事務局職員の人事について

辰田総務課長から、事務局職員の信用失墜行為について説明があった。 次いで審議が行われ、これについては議案として審議することとなった。

## (3)議事

・第44号議案 事務局職員の人事について

辰田総務課長から、事務局職員による信用失墜行為に対し、懲戒の必要がある旨の説明があった。

次いで審議が行われ、第44号議案は原案どおり可決された。

住吉委員長が閉会を宣言し、14時41分閉会した。